

# かつでん 冬の節電キャンペーン 2022 利用規約

2022年11月30日 制定

2022年12月7日 改定

葛尾創生電力株式会社

「かつでん 冬の節電キャンペーン 2022」（以下「本キャンペーン」といいます。）利用規約（以下「本規約」といいます。）は、葛尾創生電力株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する本キャンペーンに関する取扱いを定めたものです。

なお、経済産業省「電気利用効率化促進対策事務局」の補助事業（以下「国の節電プログラム」といいます。）の取り扱いについては、別紙（以下「本規約別紙」といいます。）で定めるものとします。

## 1. 本規約の適用範囲

当社が、本規約本文の他に各媒体で記載する決まりおよびその他の利用条件等も、本規約の一部を構成するものとし、本規約と一体となって適用されるものとします。

## 2. 本規約の変更

当社は、必要に応じて本規約の内容を変更する場合があります。本規約を変更する場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期をお知らせします。変更の効力発生時期以降の本キャンペーンの参加条件等については、最新の本規約によります。

## 3. 本キャンペーンの内容

当社と電気需給契約を結んでおり、本キャンペーンに参加いただいたすべてのお客様に参加表明特典を進呈いたします。また、参加いただいたお客様のうち、本キャンペーンの節電実施期間における節電実績において節電目標を達成したお客様には節電目標達成特典を進呈いたします。

## 4. 本キャンペーンの期間

本キャンペーンの期間は、下記の通りといたします。

参加申込期間：2022年12月1日（木）から2022年12月28日（水）まで

節電実施期間：2023年1月1日（日）以降の検針日より3回分の3か月間

※例えば、2023年1月1日が検針日の場合、2022年12月の検針日から2022年12月31日までを最初の1か月間とします。

## 5. 定義

当社の電気需給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

## 6. 適用条件等

当社は、お客様が以下の条件をすべて満たした場合に、本キャンペーンを適用します。

(1) 本キャンペーンの節電実施期間中、同一の供給地点かつ同一の電気料金プランで継続して当社から電気の供給を受けるお客様であること。

(2) 当社から電気の供給を受けている供給地点に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること。

(3) 公衆街路灯、計量器が未設置の契約や太陽光発電設備用のパワーコンディショナなどの節電の余地が想定

されない契約に該当しないこと。

(4) 日本国またはその独立行政法人、それらの代理人に該当しないこと。

(5) 4.で定める参加申込期間内に 7.で定める方法によって当社に参加申込を行うこと。

## 7. 申込方法

本キャンペーンの参加申込は、本キャンペーンの申込書に必要事項を記入いただき、当社に郵送、FAX またはメールにて送付いただく方法でお受けいたします。なお、必要事項への記入漏れ等の不備がある場合、お申込みを承ることができません。本キャンペーンの参加お申込みをもって、本規約ならびに本規約別紙のすべてに同意したものといたします。本キャンペーンの参加お申込みをもって、国の節電プログラムへの内容（当社が国の節電プログラムの事務局に対して個人情報を提供すること、および特典を不正受給しないこと等）について同意し、国の節電プログラムにも参加お申込みをしたものとします。また、本キャンペーンまたは国の節電プログラムのいずれか1つまたは全部の参加申込みのキャンセルはできないものといたします。

## 8. 節電目標と特典

### (1) 低圧のお客様

**参加表明特典：**本規約別紙第5条1.によります。

**節電目標達成特典：**2023年1月1日（日）以降の検針日より3回分の3か月間、電気使用量を前年同月比で3%以上削減できた場合に、供給地点毎に現金500円×達成回数（月）を口座振込にて進呈いたします。また、さらに上乗せ特典として本規約別紙第5条1.に定めます。未達によるペナルティはありません。

### (2) 高圧、特別高圧のお客様

**参加表明特典：**本規約別紙第5条2.によります。

**節電目標達成特典：**2023年1月1日（日）以降の検針日より3回分の3か月間、電気使用量を前年同月比で3%以上削減できた場合に、供給地点毎に現金5,000円×達成回数（月）を口座振込にて進呈いたします。また、さらに上乗せ特典として本規約別紙第5条2.に定めます。未達によるペナルティはありません。

### (3) 2023年1月1日（日）以降の検針日より3回分の3か月間において当社から電気の供給を受けていないお客様

下記のうちいずれかのベースラインをもとに、節電目標達成特典の進呈可否を当社にて判断いたします。なお、当該期間の電気使用量が不明の場合およびその他当社が必要と判断した場合は、当社が任意で設定する使用電力量に基づき節電目標の基準値を設定いたします。

①お申込みの際に、当該期間における電気使用量がわかる資料（検針票、電気使用量のお知らせなど）を添付し、当社に提出いただきます。その情報をもとに、前年同月の電気使用量をベースラインといたします。

②お申込みの際に、電力広域的運営機関に対して当社から当該期間における電気使用量を照会させていただくために必要となる下記の書類を提出していただきます。その情報をもとに、前年同月の電気使用量をベースラインといたします。

a.法人のお客様 東北電力ネットワーク株式会社への「使用量照会パスワード発行委任状」のうち需要者情報、委任状に該当する部分を記入の上、本キャンペーンお申込み時に当社までご提出いただきます。

b.個人のお客様 当社への「使用量照会委任状」、お客様の「氏名（当社とのご契約名義と同じであること）」「住所」が正しく記載された下記の公的証明書等を、本キャンペーンお申込み時に当社までご提出いただきます。

自動車運転免許証（有効期間中のもの）－表面、または表面・裏面のコピー

※運転免許証の裏面に住所の記載がある場合は、住所確認のため、裏面も合わせて必要となります。

個人番号カード（有効期間中のもの）－表面のコピー

※カード裏面の個人番号は目的外での取得となるため、使用厳禁といたします。

健康保険証（有効期間中のもの）－カード形式は表面・裏面のコピー

住民票の写し（発行から3ヵ月以内のもの）

住民票記載事項証明書（発行から3ヵ月以内のもの）

身体障がい者手帳（有効期間中のもの）－氏名、住所、証明欄のコピー

療育手帳（有効期間中のもの）－氏名、住所、証明欄のコピー

精神障がい者保険福祉手帳（有効期間中のもの）－氏名、住所、証明欄のコピー

特別永住者証明書（在留期間が3ヵ月以上残っているもの）－表面、または表面・裏面のコピー

在留カード（在留期間が3ヵ月以上残っているもの）－表面、または表面・裏面のコピー

③ ①②の方法での前年同月における電力使用量を取得することが、転居や手続き上の理由等で難しい場合、同年前月の1日あたりの電気使用量をベースラインとし、当月の1日あたりの電気使用量と比較いたします。

**(4) 特典進呈時までに電気代を支払わない場合や料金の滞納があるお客様には、特典の進呈はいたしかねます。**

## 9. 特典進呈時期

低圧のお客様には2023年1月末頃までに参加特典を、2023年4月末頃までに節電目標達成特典を、高圧以上のお客様には2023年2月末頃までに参加特典を、2023年5月末頃までに節電目標達成特典を進呈することを予定しておりますが、諸般の事情により遅れることがございます。

## 10. 個人情報について

(1) 本キャンペーンに応募された際の個人情報については、漏洩・減失または毀損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じます。

(2) ご提供いただきました情報は、年齢確認、抽選、当選通知、特典の進呈ができなかった場合のお問い合わせ、関連するキャンペーン情報や商品情報などの配信のために利用し、その他の目的で利用することはありません。お客様の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。（法令により、開示・提供が認められた場合ならびに7.および本規約別紙第4条3.で示す場合を除く。）ご入力いただきました各項目につきましては、お客様個人を特定できないよう加工した上で統計データを作成し、より良いサービスの提供資料として活用させていただきます。

(3) 個人情報は、当社にて厳重に管理いたしますが、上記の目的範囲内で、個人情報の取り扱いを外部の第三者に委託することがあります。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものといたします。

## 11. 注意事項

(1) 当社から本キャンペーンに関して登録料・情報料等をご請求することはありません。ただし、本キャンペーンへの参加、お問い合わせにかかる通信料・通話料等はお客様の負担となります。

(2) 本キャンペーン期間中または終了後に、同様又は類似のキャンペーンを行う場合がございます。

(3) 特典の進呈は一度限りとし、お客様に受領されない場合は、当社または当社の業務受託者に故意または重過失がある場合を除いて、再度の特典進呈を行わないものとします。お客様の都合により特典を受領できない場合においても、当社はその責任を負いません。

(4) 特典の権利の譲渡はできません。

(5) 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合がございます。なお、これにより生じた損害については、一切責任を負いません。当社が本規約の記載事項を変更する場合は、当社が定める方法でお客様へ通知いたします。

(6) 本キャンペーンへの参加によって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または重大な過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。

### 【改訂履歴】

2022年12月7日 11. (7) 補助金採択につき項目削除

以上

## 別紙

# 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム利用規約

2022年11月30日制定

2022年12月7日改定

葛尾創生電力株式会社

経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助事業（以下「国の節電プログラム」といいます。）に基づき、葛尾創生電力株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する国の節電プログラムに関する取扱い（以下「本規約」といいます。）を定めるものです。

## 第1条 本規約の適用範囲

当社が、本規約の他に各媒体で記載する決まりおよびその他の利用条件等も、本規約の一部を構成するものとし、本規約と一体となって適用されるものとします。

## 第2条 本規約の変更

当社は、必要に応じて本規約の内容を変更する場合があります。本規約を変更する場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期をお知らせします。変更の効力発生時期以降の国の節電プログラムの参加条件等については、最新の本規約によります。

## 第3条 参加等

1. 国の節電プログラムの実施期間については、2022年12月1日から2023年3月31日までです。
2. 国の節電プログラムに参加するにあたり、本規約に同意の上、当社所定の手続きにより参加申し込みを行ない、当社が承認することにより参加することができます。
3. 参加者は、本規約を遵守するものとします。
4. 東北電力ネットワーク株式会社の「離島供給約款」の対象となる山形県の飛島および、新潟県の佐渡島・粟島のお客様は本キャンペーンの対象外となります。

## 第4条 参加条件

国の節電プログラムへの参加条件は、以下のとおりといたします。

1. 国の節電プログラムへ2022年12月28日までに当社所定の方法で参加表明すること。
2. 2022年12月から2023年3月までの間、当社が開催予定の「かつでん冬の節電キャンペーン2022（以下「本キャンペーン」といいます。）に参加すること。
3. 当社が保有するお客様のすべての個人情報（契約名義、住所、電話番号、お客様番号、供給地点特定番号など）を国の節電プログラムの事務業務に必要な範囲で国の節電プログラムの事務局および一般送配電事業者を提供すること。

4. 要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得など不正に特典を取得した可能性があるとして当社または国の節電プログラムの事務局が判断した場合には、当社からの参加状況などの確認依頼に速やかに応じること。

5. 不正に特典を取得したことが発覚し、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合には、速やかに返還に応じること。

6. 上記の条件をすべて満たしていても、当社が適当でないと判断した場合、本キャンペーンにご参加いただけない場合がございます。

## 第 5 条 特典内容

### 1. 低圧のお客様

**参加表明特典：**本キャンペーンにご参加いただき、国の節電プログラムへの参加条件（本規約に記載のない事項は「令和 4 年度電気利用効率化促進対策事業 公募要領」に定めるところによります。）を満たしたお客様を対象に、供給地点毎に現金 2,000 円を口座振込いたします。

**節電目標達成特典：**2023 年 1 月 1 日（日）以降の検針日より 3 回分の 3 か月間、電気使用量を前年同月比で 3%以上削減できた場合に、供給地点毎に現金 1,000 円×達成回数（月）を口座振込にて進呈いたします。未達によるペナルティはありません。

### 2. 高圧、特別高圧のお客様

**参加表明特典：**本キャンペーンにご参加いただき、国の節電プログラムへの参加条件（本規約に記載のない事項は「令和 4 年度電気利用効率化促進対策事業 公募要領」に定めるところによります。）を満たしたお客様を対象に、法人番号毎に現金 200,000 円を口座振込いたします。

**節電目標達成特典：**2023 年 1 月 1 日（日）以降の検針日より 3 回分の 3 か月間、電気使用量を前年同月比で 3%以上削減できた場合に、供給地点毎に現金 20,000 円×達成回数（月）を口座振込にて進呈いたします。未達によるペナルティはありません。

**3. 2023 年 1 月 1 日（日）以降の検針日より 3 回分の 3 か月間までの期間において当社から電気の供給を受けていないお客様**につきましては、かつでん 冬の節電キャンペーン 2022 利用規約 8（3）と同様といたします。

**4.特典進呈時までには電気代を支払わない場合や料金の滞納があるお客様**には、特典の進呈はいたしかねます。

5.公衆街路灯、計量器が未設置の契約や太陽光発電設備用のパワーコンディショナなどの節電の余地が想定されない契約については、特典進呈の対象外となります。

**6.特典進呈の周知**につきましては、進呈をもってかえさせていただきます。

**7.特典の権利は譲渡できません。**

## 第 6 条 対象の電気料金プラン

当社が提供するすべての電気料金プランを対象といたします。

## 第 7 条 その他

1. 当社は、国の節電プログラムの実施にあたり、お客様の個人情報を業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供いたします。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものといたします。
2. 当社が開催する国の節電プログラムについては、原則、申し込み手続き後の参加取り消しは出来ません。
3. 国の節電プログラムについては、予告なく変更または終了となる場合があります。
4. 国の節電プログラムへのエントリーによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。

### 【改訂履歴】

2022 年 12 月 7 日 第 7 条 5. 補助金採択につき項目削除

以上